議会特集

那市議会は身派





18年合併以来、「市民の皆さん8年合併以来、「市民の皆さん2共に考え共に行動する議会」をキーワードに議員定数の削をキーワードに議員定数の削を方式、会議録検索システムの賞入など改革においては平成した。

います。 さらに、平成22年の6月に さらに、平成22年の6月に でまた。 おりです は市民の皆さんに「わかりやす して議会改革特別委員会が設 して議会では、平成22年の6月に さらに、平成22年の6月に ちらに、平成22年の6月に ちらに、平成22年の6月に ちょう かいます。

です。 課題は「議会基本条例」の制定 この委員会の現在の最重要

として、市民と行政と議会がどいと感じるまちづくりを目的の皆さんが安心して住みやす「議会基本条例」とは、市民

を作成しました。 を作成しました。 を作成しました。 を作成しました。 を作成しました。 を作成しました。 を作成しました。

をお聞かせください。 東集しますので素直なお考え 開し、多くの皆さんのご意見を 開し、多くの皆さんのご意見を で表すので素を公 で表すので素値を で表すので表すを のにおいて

を予定しています。

対し、来年3月の定例会の制定せられたご意見をもとに再検



伊那市議会基本条例(案)

条例の構成

第一章 総則 (第一条—第三条)

四条・第五条)第二章 議員の責務及び活動原則(第

(第六条―第九条) 第三章 議会運営の原則と議会の機能

二条) 市民との関係(第十条—第十

第五章 市長等執行機関との関係 (第

十三条—第十七条)

第二章 議員の政治倫理(第十八条)

第七章 会派及び政務調査費(第十九

条・第一

第八章 議会事務局(第二十一条)

第九章 補則 (第二十二条・第二十三

附則

前 文

治体運営を図ることを期待している。治体運営を図ることを期待しているが、これはその選任に住民の意思を直接反映させるとともに、議会と執行機関としての長とが、それぞれ独立の連接において相互に牽制し、均衡と調力の関係を保持して、公正で円滑な自員と執行機関である長のいずれをも直員と執行機関である長のいずれをも直員と執行機関である長のに、議会の議

より高まってきている。とり高まってきている。とり高まってきている。場におり、政策を立案し決定していく地域主権が進み、住民に最も身近な市町村の役割は一層住民に最も身近な市町村の役割は一層に対している。

条例を制定する。

条例を制定する。

、市民全体の福祉の向上及び市を明確にするとともに、市民の負託にを明確にするとともに、市民の負託にを明確にするとともに、市民の負託にが、ここに伊那市議会は、二元

《解説》

旨、理念などが示されています。 条例を制定するに至った過程、制度趣

第一章 総則

(目的)

《解説》

しています。 民、市長等との関わりなどを明らかに 活法のもと、議会・議員のあり方や市 条例の目的です。伊那市議会は地方自

努力することを示しています。らしやすく、また伊那市の発展に向け市民から選ばれた議員として市民が暮

(基本理念)

第二条 議会は、市民の意思を市政に 原いさせるために公平かつ公正な 一の議決機関としての役割 議論を尽くすことにより、市政にお 議論を尽くすことにより、市政にお でいさせるために公平かつ公正な 第二条 議会は、市民の意思を市政に

_____ 《解 説》

ことを示しています。関の役割があります。市民が関わりな関を反映させ、政策を決定する議決機条例の基本理念です。議会は市民の意

(基本方針

第三条 議会は、前条の基本理念にのでいた議会活動を行うものとする。 でいた議会活動を行うものとする。 ずい開かれた議会運営を行うこと。 すい開かれた議会運営を行うこと。 かまに対する積極的な情報の公開を図るとともに、市民が参画しや開を図るとともに、市民が参画した。

的に取り組むこと。
(四)政策の立案及び政策提言に積極を図り、これを発揮すること。

《解説》

を積極的に行う事を示しています。 事務のチェックをしていきます。また、 す。市長等の政策の実行に伴い、その す。市長等の政策の実行に伴い、その す。市長等の政策の実行に伴い、その す。市長等の政策の実行に伴い、その 事務のチェックをしていきます。また、 ないである。 第二条の理念の

(議員の責務) 議員の責務及び活動原則

第四条 動することにより市民の負託にこ 市民全体の福祉の向上のために活 たえるものとする。 議員は、市民の代表者として、

廨

努力する事を示しています。 市民が暮らしやすい伊那市となるよう 市民から選ばれていることを自覚し、

(議員の活動原則

第五条 議員は、前条の責務を果たす を行うものとする。 ため、次に掲げる原則に基づき活動

- (一) 議員は、自らの資質の向上に努 めること。
- (二) 議員は、市政全般の課題及びこ めること。 れに対する市民の意思の把握に努
- (三) 議員は、議会活動について、 民に対して説明すること。 市

解

示されています。 前条に責務を果たすための活動原則が

議員自身のレベルアップに努めること、 ついて説明すること。 するよう努めること、市民に議会活動に 市全体の課題を知り市民の意思を把握

第三章 、議会運営の原則 議会運営の原則と議会の機能

第六条 かりやすい議会運営に努めなけれ ・ 議会は、市民に開かれた、分 ばならない。

廨 説

います。 やすい議会運営を目指すことを示して 市民に積極的に情報を公開し、 分かり

、議員間討論の重視:

第七条 議会は、言論の府として、ま た合議制の機関として、議員間討論 じなければならない。 の場を設けるとともに、これを重ん

廨 説

的に行い、言論の府として議会本来の 機能を発揮するよう求めています。 議員間での討論や政策論議の場を積極

(議会の機能

第八条 及び提言に関する機能の強化を図 の監視及び評価並びに政策の立案 るものとする。 議会は、 市長等の事務の執行

《解

の立案や提言を積極的に行うことを示 適正かどうかのチェックの強化、政策 議会の機能として、行政が行う事務が

(議長の責務)

実施などの制度の充実を図ることを示 意見を把握し、市民と議員の意見交換の 題や推進する施策に対し多様な市民の の積極的な関与を促し、市政の様々な課 あらゆる制度を利用して、市民の議会へ 自治法上に定められた参考人制度など

しています。

第九条 議長は、中立公正な職務の遂 らない。 率的な議会運営を行わなければな 行に努めるとともに、民主的かつ効

議会を代表しての議長の立場や民主的 しています。 にスムーズに議会運営を行うことを示

第四章 市民との関係 (市民の参画機会の充実)

第十条 議会は、市民の意思を議会活 う努めるものとする。 の意思を議会の審議に反映するよ 制度及び参考人制度を活用し、 法律第六七号)の規定による公聴会 保に努めなければならない。 動に反映することができるよう、市 民の議会活動に参画する機会の確 議会は、地方自治法(昭和二二年 市民

説

解

説

しています。

(情報公開の推進)

第十一条 議会は、市民に対し説明責 任を果たすとともに、開かれた議会 ければならない。 に資するため、情報公開を推進しな

《解 説》

す。 し、情報公開の一層の推進を謳っていま 議会の市民に対する説明責任を明確に

(議会広報の充実)

第十二条 議会は、多様な広報手段を 動を実施しなければならない。 民が議会に関心を持つよう広報活 活用することにより、より多くの市

様々な広報手段により市民に関心を持 たれるような議会活動をすることを示 しています。

実の努めるものとする。

議会は、市民との意見交換の実施

市民の議会参画に係る制度の充

(市長等の関係の基本原則)第五章 市長等執行機関との関係

《解説

r。 のチェック機能について示していま 議員の各々独立した関係の中で、議会

(議会の決議等の尊重)

めるものとする。
意見書及び提言を尊重するよう努意見書及び提言を尊重するよう努識・に当たっては、議会における決議、

《解説

す。いて市長が尊重するよう求めていまに議決された議会の決議や意見書につ市民から提出された請願や陳情をもと

(議会への政策等の説明)

らない。
して説明するよう努めなければな要な計画、政策及び課題を議会に対第十五条(市長等は、市政における重

《解説》

す。 て市民によく説明するよう求めていまり変更したりする場合は、議会を通じ市長等は、市の重要な計画を策定した

(議会活動の尊重)

動の実施に差し支えないよう努め動の実施に差し支えないよう努めの調整に当たっては、必要な議会活

《解説》

議会の予算について示しています。

(市長等の議員への反問)

を得て、反問することができる。質問に対し、議長又は委員長の許可第十七条 市長等は、議員の質疑又は

《解説》

(議員の政治倫理)第六章(議員の政治倫理)

第十八条 議員は、市民の負託により、市民の代表として市政に携わる機能と責務を有することを自覚し、公正、誠実及び清廉を基本として、政正、誠実及び清廉を基本として、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

《解説》

姿勢を示しています。 自覚を持ちながら常に行動するという市民の代表として、議員であるという

第七章 会派及び政務調査費

第十九条 議員で構成し、議会活動を行こ 会派は、基本的理念及び政策が一め、会派を結成することができる。

意形成に努めるものとする。 等に関し、会派間で調整を行い、合三 会派は、政策の立案、決定、提言

《解説》

す。の向上などの努力義務をうたっていま確にするとともに、その政策立案能力伊那市議会における会派制の採用を明

(政務調査費)

第二十条 会派は、伊那市議会政務調第二十条 会派は、伊那市議会政務調査費を有効に活用し、 を費の交付に関する条例(平成一八番費の交付に関する条例(平成一八番)の規定に

- 負う。 ついては市民に対して説明責任をに努めなければならず、その使途に 会派は、政務調査費の適正な執行
- い。

 このには、政務調査費を活用した調
 を研究の結果について、議長に報告
 を研究の結果について、議長に報告
- めるものとする。
 の証拠を明確にし、公表するとともの証拠を明確にし、公表するととも

《解説》

示しています。用され、使い道を明らかにすることを資質向上に役立てられるよう有効に使会派に交付される政務調査費が議員の

第八章 議会事務局

(議会事務局の体制整備)

第二十一条

議会は、

議会活動を円

滑

の調査機能の充実強化及び 制 かつ効率的に行うため、 の整備を図るものとする。 議会事務 組 織

解

務局の体制や仕事などについて示して 議会活動をサポートするための議会事 ます。

第九章

第二十二条 この条例は、

議会に関

(他の条例等の関係)

附

則

この条例は、 施行期日 公布の 日から施行する

解 説

市民の意見や社会情勢を見ながら見 しが必要なときは検討をして対応する ことを示しています。

議会基本条例 用語集

普段の生活では耳にしない、わかりにくい言葉を説明します。

■二元代表制(前文)

第二十三条

議会は、

この

施

ときは、

この条例の規定について

化等を勘案し、

必要があると認め

常に市民の意見、

社会情勢の変 条例の

討を加え、

その結果に基づいて所

(見直し規定)

解

説

議会に関係する他の条例を制定する場

合や改正するなどの時はこの条例とも 合わせることについて示しています。

条例との整合を図るものとする。 又は改廃する場合においては、 議会に関する他の条例等を制定 る基本的事項を定める条例であり、

地方自治体において、その地域に住む住民が 市長と議員をそれぞれ直接選挙するシステムで あり、それぞれ独立した機関となっています。 議会は市民からの意見を政策に反映して決定す る機関、一方市長はそれを執行する機関です。 よりよいまちづくりをするために議会は執行事 務をチェックする役目もあります。両者は緊張 感とよいバランスを保ちながらまちづくりを進 めています。

■地域主権(前文)

地域のことは地域に住む住民が責任を持って 決めることのできるシステムを目指した地域づ くりをいいます。

■負託(第1条)

責任を持たせて任せることです。

■議決機関(第2条)

市の政策を決定する機関です。(⇒執行機関 政策や事務を行う権限を持つ機関です。)

■合議制(第7条)

合議によって物事を決定する制度です。行政 機関の意思が複数の構成員の合議により決定さ れる制度です。

■参考人(第10条)

委員会などで議案や請願・陳情の審査、調査の ため必要があるときは、意見を聞くための利害 関係者や学識経験者などをいいます。

■決議

会議である事柄を決定することです。決定し た議会の意思を内外に表明することです。決議 は法律に基づくものではありません。

■意見書

市で対応できない重要なことについて議会 としての考えや意思を意見としてまとめた文 書です。

■反問(第17条)

質問をしてきた相手に逆に問う事です。ここ では、確認のために問う事、また対案も示せる 事を表しています。

■会派(19条)

同じ政策を持つ集団を示します。

■政務調査費(20条)

調査研究に必要とされる経費として会派ま たは議員に対し交付するものです。伊那市では 会派に支給されます。

措置を講ずるものとする。

みなさんのご意見を

お待ちしております

◆応募者の要件

伊那市に主な活動拠点を置く法人及び伊那市に住所を有する方

郵送(12月28日必着)◆意見提出方法

その他団体

伊那市下新田3050番地〒396-8617

伊那市議会事務局宛

ファックス (12月28日必着)

電子メール(12 月 28 日必着) の265‐76‐9117

趣旨が不明なものについては、

特別

委員会としての考え方を示さない

15 分まで) 直接窓口へ持参(12 月28 日午後 5 時します。)

(テキスト形式、

ワード形式でお願い

伊那市役所本庁舎南棟2階 議会事務

の項目を明記してください。提出様式は特に定めていませんが、次

名称及び代表者の氏名) - 氏名(法人その他団体にあっては、

アドレス)電子メールにあっては電子メール。 連絡先(電話・ファックス番号。

に対する意見」 案件名「伊那市議会基本条例(案)

◆提出された意見の取り扱いにつ

月の定例議会に提案いたします。員会として最終案を作成し、来年3

公開いたしません。

公表いたします。なお、個人情報は公表いたします。なお、個人情報は公表いたします。なお、個人情報は公表いたします。なお、個人情報は公表いたしません。

ませんので、ご了承ください。個々のご意見への直接の回答は致し事がありますのでご理解下さい。

テレビで見よう!

例案

~生中継・再放送しています~

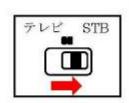
▼放送チャンネル 伊那ケーブルテレビ

デジタルC511/アナログ28チャンネル



議会を

- D STB(デジタルチューナー) の電源を入れる
- ② テレビの電源を入れる
- ③ テレビの入力切替をする 入力1 にする
- ④ テレビ/STB 切替スイッチを[STB]側にする (このスイッチがないリモコンもあります。 ない場合は、⑤へ)



⑤ CATV ボタンを押す

押すごとに J と C に替わるので、C にする

⑥ 3 桁入力 ボタンを押して3秒以内に

数字ボタンで 5 1 1 と押す

放送日時は、●ページをご覧ください。